

令和3年9月29日

生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

10月1日以降の教育活動について（お知らせ）

生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年9月28日付けの県教育委員会の通知により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置については、9月30日をもって終了し、10月24日までの間「段階的な緩和の期間」として、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を行うこととなりました。今後の教育活動について、次のとおり対応していくことにいたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔10月1日～10月24日までの教育活動について〕

- 登校について…9時00分までに登校とする「時差通学」を継続実施
- 授業について…95分授業、3時間を実施
- 部活動について…感染症対策を講じながら、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」等に基づき実施すること。併せて校内においても感染リスクの高い活動は可能な限り避けて行う。また、完全下校時刻を19時とする。
- 教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合
 - ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とする。
 - ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校への連絡をする。

※「段階的な緩和の期間」（10月1日～10月24日）が終了した後の学習活動、部活動等につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

副校長 内田

電話 (0463) 82-3194 (直通)